



## 水島エコワークス株式会社 環境方針

### I 基本理念

水島エコワークス株式会社は、環境問題の重要性及び環境保全のために企業が果たすべき役割を深く認識し、環境関連事業に携わる事業者として、環境に配慮した企業活動を広く推進し、地球環境・地域環境の改善、資源循環型社会の形成に貢献します。

### II 環境方針

1. 環境マネジメントシステムを継続的に改善し、環境パフォーマンスの向上に努めます。
2. 当社に適用される環境関連の法令・条例・協定等を順守します。
3. 当社の事業活動における環境側面を含むリスク及び機会を的確に把握、評価し、環境目的及びそれを達成するための計画を策定し、その実現を図ります。
4. 事業活動において、以下の活動を推進します。
  - (1) 人と地球にやさしく、環境を大切にして廃棄物を再資源化します。
  - (2) 廃棄物を有効に処理することで、環境負荷低減に貢献します。
  - (3) 副産物の販売においては、求められる品質の管理に留意します。

この環境方針は全従業員に周知するとともに、社外へ公表します。

2017年7月1日

社長 藤井 和夫

文書番号	P-431-1/P-432-1	EMS 適用範囲決定根拠・適用範囲	承認	審査	作成
制定・改定年月日	2017.11.30		社長 藤井	—	*1 EMS 中田
版数	17-2				

「EMS 適用範囲決定根拠 (P-431-1)」	「EMS 適用範囲 (P-432-1)」
EMS 適用範囲決定考慮事項	決定した EMS 適用範囲
a)外部/内部の課題: 「EMS 課題表 (P-411-1)」	「EMS 課題表 (P-411-1)」の全項目
b)順守義務: 「順守義務登録簿 (P-422-1)」 EMS 適用範囲適用除外検討文書 「法規制等登録簿 (P-613-2)」	「順守義務登録簿 (P-422-1)」 運用は含めるが順守評価は除外： 消防法、省エネ法 運用・順守評価とも除外 労働安全衛生法 安全管理文書
c)組織的/機能的/地理的: トップ (社長) の権限が及ぶ範囲	① サイト：水島エコワークス 環境マネージメントマニュアル (図 2-1 当社の環境マネージメントシステムの地理的範囲図を参照) ② 組織：水島エコワークス構内常駐者 (図 5-3-1-1 当社の環境マネジメンシステム関連組織図を参照)
d)活動/製品/サービス: トップ (社長) の権限が及ぶ範囲	③ 活動/製品/サービス： 水島エコワークスの活動/製品/サービス
e)管理/影響できる組織の権限/能力: トップ (社長) の権限が及ぶ範囲	水島エコワークスの協力会社の社員

17-1版 新規作成

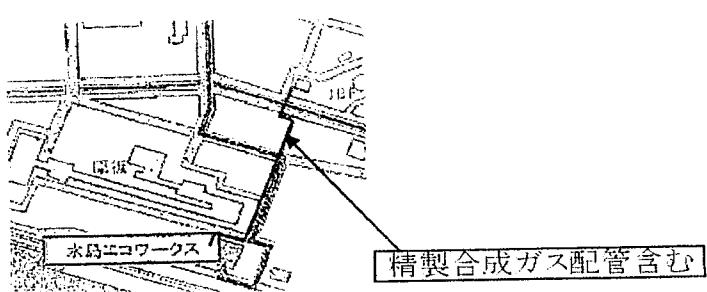
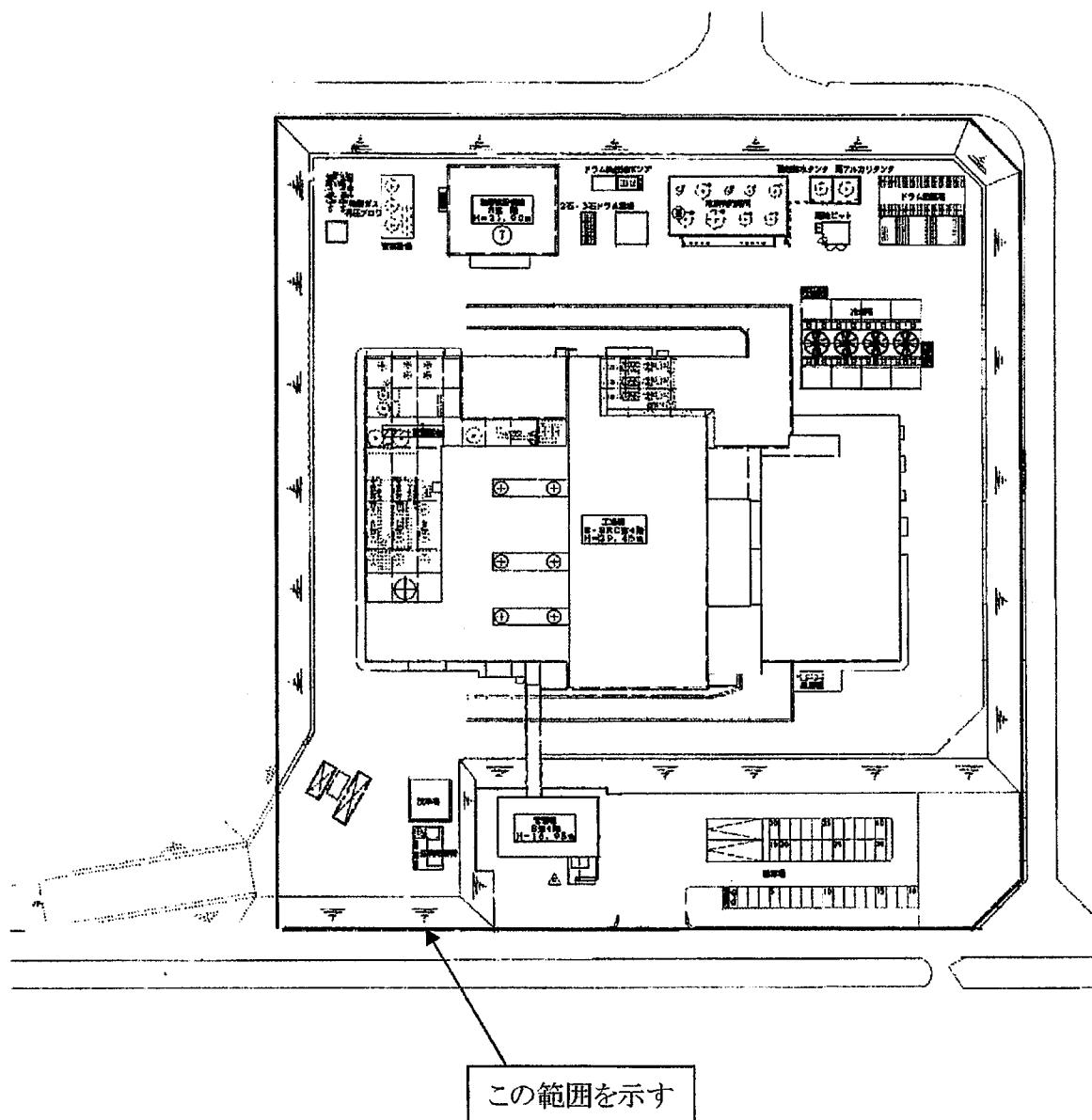


図 2-1 当社の環境マネジメントシステムの地理的範囲

## 組織図

環境マネジメントシステムに関する組織を図 531-1 に示す。

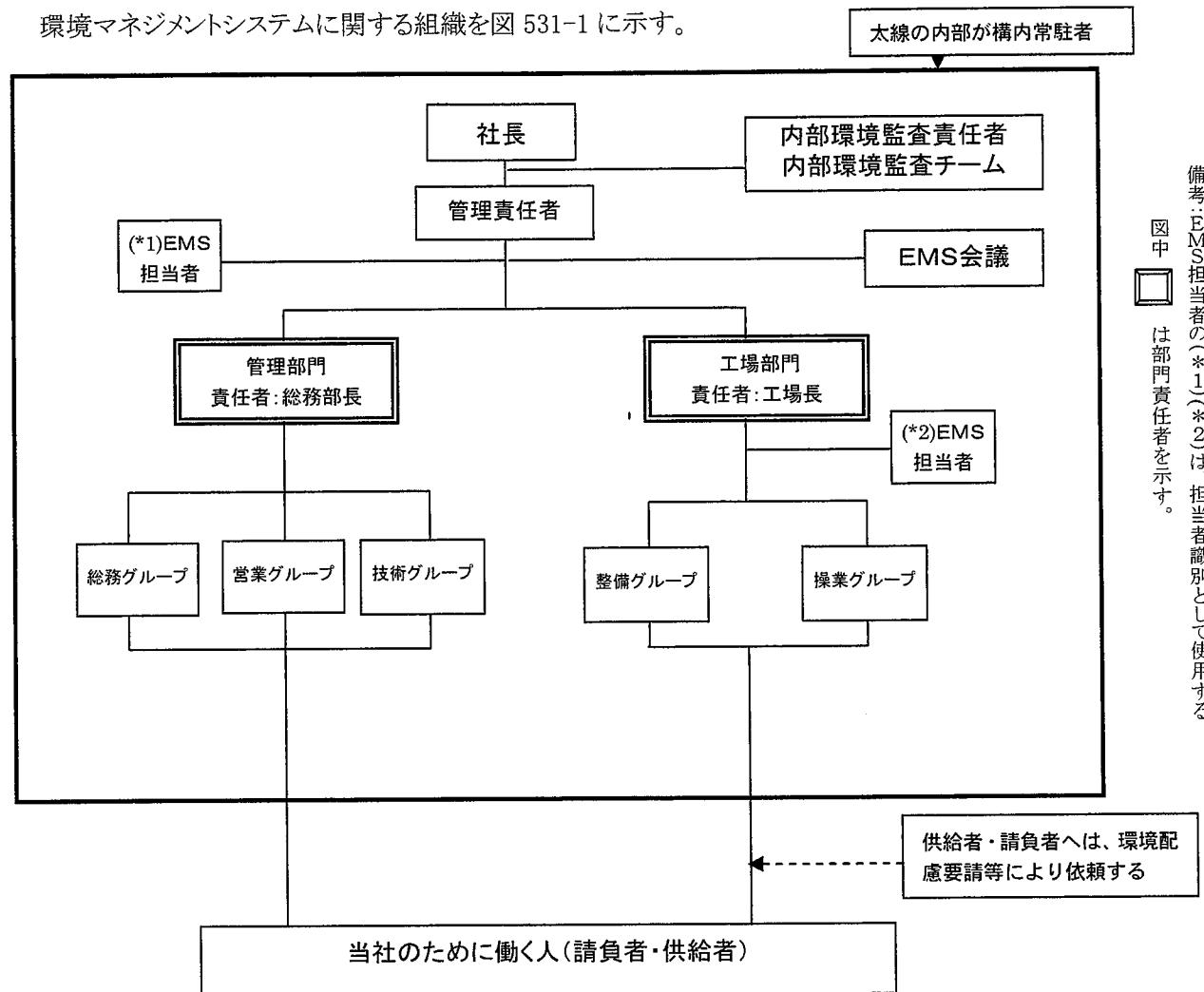


図 531-1 当社の環境マネジメントシステム関連組織図